

沖縄海区漁業調整委員会指示3第2号

沖縄海区の八重山諸島の沿岸海域における水産動植物の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月26日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城 明 律

（採捕の禁止）

第1 何人も、保護期間中、保護区の区域内において、水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

（保護区）

第2 第1の保護区の名称、区域及び保護期間は、次の表のとおりとする。

名称	区域	保護期間
カナラグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 （世界測地系） 地点A 北緯24度18分54.4秒、東経124度10分08.2秒 地点B 北緯24度18分24.9秒、東経124度10分22.0秒 地点C 北緯24度18分22.0秒、東経124度09分16.5秒 地点D 北緯24度18分54.3秒、東経124度09分17.9秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで 令和7年3月29日から同年5月26日まで
ユイサーグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 （世界測地系） 地点A 北緯24度16分40.8秒、東経124度09分50.4秒 地点B 北緯24度16分01.2秒、東経124度09分46.8秒 地点C 北緯24度16分14.0秒、東経124度08分36.9秒 地点D 北緯24度16分51.3秒、東経124度08分50.0秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで 令和7年3月29日から同年5月26日まで
マサーグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 （世界測地系） 地点A 北緯24度20分40.6秒、東経124度04分34.6秒 地点B 北緯24度19分59.6秒、東経124度03分58.2秒	令和3年4月12日から同年6月9日まで 令和4年4月1日から同年5月29日まで 令和5年4月20日から同年6月17日まで 令和6年4月9日から同年6月5日まで

	<p>地点C 北緯24度20分42.2秒、 東経124度03分00.6秒</p> <p>地点D 北緯24度21分22.8秒、 東経124度03分34.9秒</p>	<p>令和7年3月29日から 同年5月26日まで</p>
インダビシ	<p>地点A、地点B、地点C、地点D及 び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた 区域 (世界測地系)</p> <p>地点A 北緯24度26分10.0秒、 東経123度50分40.0秒</p> <p>地点B 北緯24度25分30.0秒、 東経123度50分02.0秒</p> <p>地点C 北緯24度25分46.0秒、 東経123度49分30.0秒</p> <p>地点D 北緯24度26分23.0秒、 東経123度50分07.0秒</p>	<p>令和3年4月12日から 同年6月9日まで</p> <p>令和4年4月1日から 同年5月29日まで</p> <p>令和5年4月20日から 同年6月17日まで</p> <p>令和6年4月9日から 同年6月5日まで</p> <p>令和7年3月29日から 同年5月26日まで</p>
トーシングチ	<p>地点A、地点B、地点C、地点D、 地点E及び地点Aを順次結ぶ線により 囲まれた区域 (世界測地系)</p> <p>地点A 北緯24度22分00.6秒、 東経123度42分43.3秒</p> <p>地点B 北緯24度21分41.4秒、 東経123度42分21.0秒</p> <p>地点C 北緯24度21分54.1秒、 東経123度42分08.3秒</p> <p>地点D 北緯24度22分18.2秒、 東経123度42分13.7秒</p> <p>地点E 北緯24度22分13.8秒、 東経123度42分26.7秒</p>	<p>令和3年4月12日から 同年6月9日まで</p> <p>令和4年4月1日から 同年5月29日まで</p> <p>令和5年4月20日から 同年6月17日まで</p> <p>令和6年4月9日から 同年6月5日まで</p> <p>令和7年3月29日から 同年5月26日まで</p>
ヨナラ水道	<p>地点A、地点B、地点C、地点D、 地点E、地点F、地点G、地点H、地 点I及び地点Aを順次結ぶ線により囲 まれた区域 (世界測地系)</p> <p>地点A 北緯24度19分57.6秒、 東経123度56分52.8秒</p> <p>地点B 北緯24度19分38.6秒、 東経123度57分26.4秒</p> <p>地点C 北緯24度19分05.1秒、 東経123度57分12.9秒</p> <p>地点D 北緯24度19分01.5秒、 東経123度56分34.7秒</p> <p>地点E 北緯24度19分49.8秒、 東経123度56分29.7秒</p> <p>地点F 北緯24度21分32.9秒、 東経123度56分47.7秒</p> <p>地点G 北緯24度22分00.2秒、 東経123度56分58.6秒</p>	<p>令和3年4月12日から 同年6月9日まで</p> <p>令和4年4月1日から 同年5月29日まで</p> <p>令和5年4月20日から 同年6月17日まで</p> <p>令和6年4月9日から 同年6月5日まで</p> <p>令和7年3月29日から 同年5月26日まで</p>

	地点 H 北緯24度21分47.7秒、 東経123度57分26.6秒	
	地点 I 北緯24度21分11.2秒、 東経123度57分17.5秒	

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。